

第 2 次由布市行財政改革大綱



YUFU

由 布 市

第2次由布市行財政改革大綱

平成22年12月 由布市

● I. はじめに

由布市は、平成17年10月1日に3町が合併し誕生しました。合併後、第1次の行財政改革として、効率的な行政運営の推進及び住民サービスの向上を図ることを目的に、財政の健全化や事務事業の整理見直しなどの行財政改革に取り組んできました。

合併から5年が経過し、社会情勢の変化とともに行政を取り巻く環境は大きく変化しています。多様化、複雑化の傾向にある行政需要に迅速に対応するためには、行財政全般にわたり実効性ある不断の改革に取り組み、真の主体性をもった自己決定、自己責任の行政運営を推進する必要があります。

今回、第2次の行財政改革大綱を策定し、財政基盤の確立、行政運営の効率化、人材育成等の推進、民間活力の導入、市民との連携協力の5つの視点から行財政改革に取り組み、第1次の行財政改革に引き続き、「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズに応えうる市政」を目指します。

この行財政改革大綱は、由布市市長部局、各行政委員会、公営企業及び議会事務局など全庁を対象に、今後、行財政改革を推進していくうえでの基本的な考え方をまとめたものです。

● 1. これまでの行財政改革の取り組み

【第1次行財政改革】（計画期間：平成18年度～22年度）

由布市は、行財政改革の方針として平成18年に由布市行財政改革大綱を策定しました。

第1次由布市行財政改革の大綱では、国の地方行財政制度改革の進展により厳しさを増してきた財政事情を踏まえ、市総合計画の成果が上がるような行財政運営の体制を構築するために、「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し、住民ニーズに応えうる市政を目指す」を基本理念として、次の5つの視点から行財政全般にわたる実効性のある改革に取り組む方針を示しました。

- ① 財政の健全化
- ② 組織の見直しと職員管理の適正化
- ③ 事務事業の整理見直し
- ④ 民間活力の導入
- ⑤ 住民参加の推進

上記5つの視点に基づく改革を推進するため、由布市行財政改革実施計画を策定

し、大綱の主旨に沿った改革を推進してきた結果、職員に係るコストの節減や事務事業の整理見直しによる事業費の削減、財政調整基金残高の保有増など一定の成果を得ることができました。

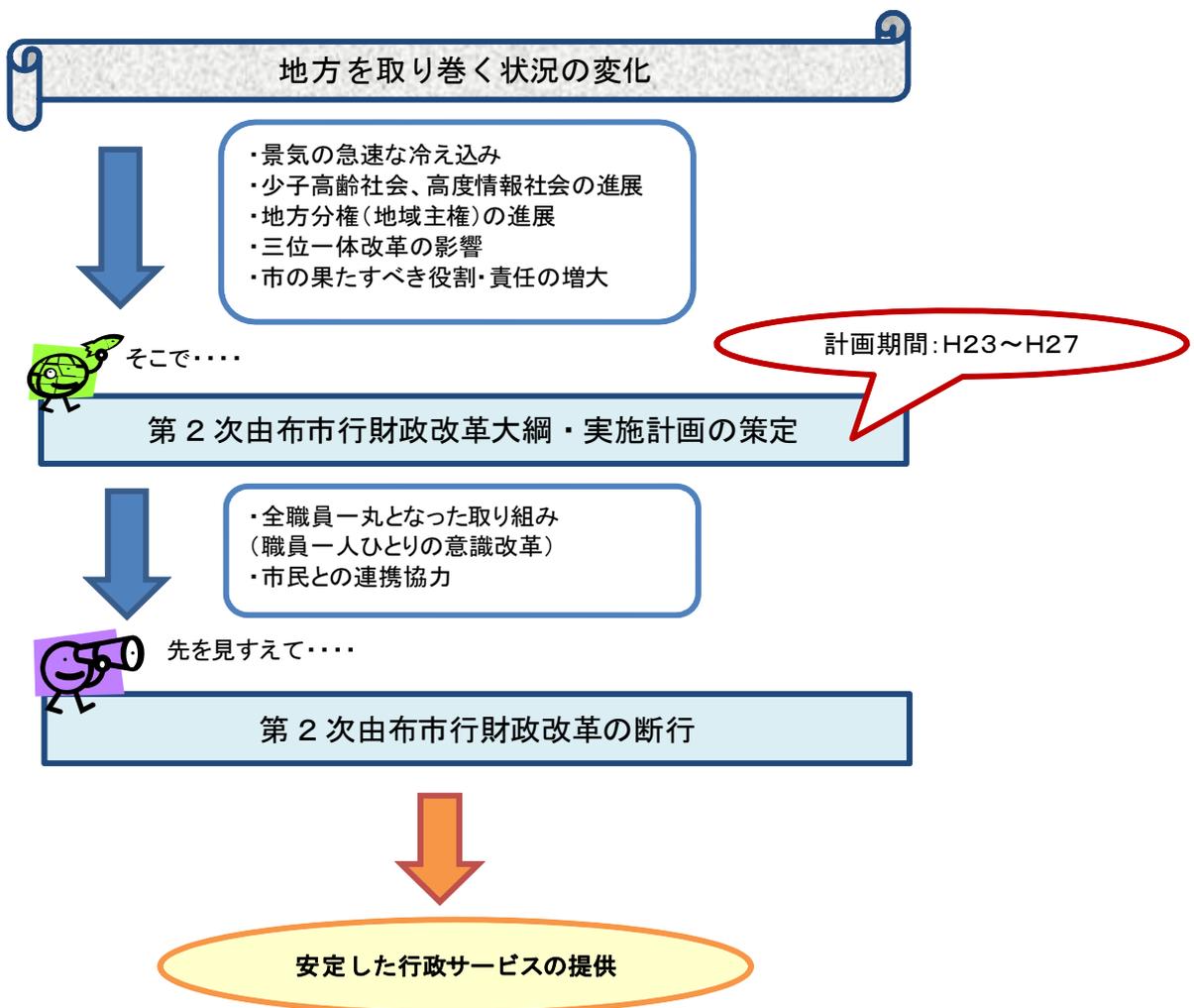
● 2. 第2次大綱策定の背景

社会情勢の変化等により、由布市の行財政を取り巻く環境は大きく変化しています。特に景気の急速な冷え込みによる地方経済への影響は大きく、税収の落ち込み等の影響で市財政は今後長期的に厳しい状況が続くものと予想されます。

また、少子高齢社会や高度情報社会の進展、地方分権(地域主権)の進展、三位一体改革の影響等で行政に対する市民の期待やニーズは増加傾向にあり、市の果たすべき役割と責任は増大するものと推測されます。

これらの経済情勢や社会環境の変化に対し、限られた財源を有効に使い、市民が真に望むサービスを提供していくという使命を全職員が共通認識する必要があります。職員一人ひとりの意識改革で、経営的視点から行政需要への対応や重要課題への集中した取り組みを進めるため、さらなる行財政改革の推進を図らなければなりません。

そこで、第2次由布市行財政改革大綱と実施計画を策定し、市民との連携協力により、全職員一丸となった取り組みで行財政改革を断行します。



II. 大綱の計画期間

● 平成23年度～平成27年度

大綱の計画期間は、上記5年間とします。なお、この大綱に掲げる改善策は、別途実施計画を定め、実施していくこととします。

III. 大綱の基本理念

第1次由布市行財政改革大綱の基本理念である「将来にわたり行政サービスを安定的に提供し住民ニーズに応えうる市政を目指す」を引き継ぎ、持続可能な財政基盤の確立と質の高い市民サービスの実現を目指して5つの視点から行財政全般にわたる実効性のある改革に取り組むものとします。

- 財政基盤の確立
 - 行政運営の効率化
 - 人材育成等の推進
 - 民間活力の導入
 - 市民との連携協力
-

IV. 大綱の基本方針

● 1. 効率的で持続可能な行財政運営の推進

市町村合併後10年間は、特例的に普通交付税の加算措置が行われていますが、11年目（H28年度）以降は5年間で段階的に加算額が引き下げられます。このように、普通交付税の減少が見込まれる中、社会情勢の変化等により行政需要はますます増大することが予測され、財政状況が厳しさを増していくのは必至です。

歳入に見合った歳出構造を構築するために、また、将来にわたって維持継続可能な財政運営の確立を目指して、行財政運営のあり方を見直し、歳入歳出全般において点検を行い、「改めるべきものは改める」との強い意志をもって更なる行財政改革に取り組めます。

また、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、平成27年度末の財政調整基金残高の25億円保有を目指します。

● 2. 行政サービスの質の向上と職員の適正配置

従来から行財政改革の柱として進めてきたコスト削減を目指す「量の改革」とともに、市民の満足度を高める「質の改革」を重視するため、効果的、効率的な行財政運営の取り組みを積極的に推進します。

特に、行政組織・機構の見直しについては、行政の担うべき役割や市民サービスのあり方について十分検討を行ったうえで、分庁方式を早急に見直し、本庁に機能を集約化しながら各地域の振興局機能も充実していくことが必要だと考えます。本庁方式への移行については、市民のみなさんの利便性や財政状況等を考慮しながら、みなさんの合意が得られるよう総合的な観点から検討しており、少しでも早く方向性を示すように努めます。

職員の人員配置についても、職員数の減少を見据えた組織機構のあり方として、分庁方式の見直し等を進めることによって、職員数の適正なあり方を検討していくことが必要です。定員適正化計画に基づく必要最小限の職員数を見極めながら、年齢構成の標準化と定数の抑制を図り、3万6千人の市としての適正な人員配置を目指します。

● v. 大綱の内容

● 1. 財政基盤の確立

由布市の財政状況は、行財政改革の着実な取り組みにより、改善の兆しが見え始めています。しかしながら、市財政は極めて厳しい状況が続いており、合併後11年目からは普通交付税の額が段階的に引き下げられていきますので、現行の歳出規模での事業が困難な状況となります。

今後は、前計画から引き続いて義務的経費の抑制や扶助費の最適化に努めるとともに、新たな行政需要に的確に対応していくため、継続事業について不断の見直しを実施し、重点的で効果的・効率的な最善の事業を選択し、着実に実行することで歳入に見合った歳出構造の構築を目指します。

- (1) 由布市の財政状況
- (2) 財政収支の見通し
- (3) 財政運営の健全化

● 2. 行政運営の効率化

組織の再編、定員管理の適正化、適正な人員配置を図ることで、地方分権(地域主権)に対応した機能的な組織の整備を図り、限られた人員、財源で新しい行政需要に応えるため、事務事業全般について不断の見直しと縮減に努めます。

また、公共・公用施設の統合整理等の検討や事務事業評価システムの導入等による事務事業の整理見直しで、効果的、効率的な行財政運営を推進します。

さらに、電子自治体に向けたシステムの検討や電子行政の推進による業務の効率化等で電子自治体の推進を図ります。

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 組織の見直しと業務改善（事務の合理化）
- (3) 公共・公用施設の統合整理等
- (4) 事務事業の整理見直し
- (5) 電子自治体の推進

●3. 人材育成等の推進

職場や組織全体で、高度で複雑化する市民ニーズに対応できるよう職員自らの意識改革を徹底し、職員提案制度の導入や職員研修の充実等で職員の資質向上を図ります。

- (1) 職員の意識改革と環境づくり

●4. 民間活力の導入

公の施設管理に民間の力を活用する策として、指定管理者制度導入等の推進を検討するとともに、雇用や税収の向上を図ることのできる策として、企業誘致の取り組みや民間力活用のまちづくりを進めます。

- (1) 公の施設の見直し等
- (2) 企業誘致の取り組み
- (3) 民間力活用のまちづくり

●5. 市民との連携協力

由布市住民自治基本条例（市民が担うべき役割と、行政と議会が担わなければならない役割を適切に分担し、協力しあってまちづくり（自治）を進めていく「道しるべ」）の基本的な考え方を確認して、市民と行政が協力しあえる環境づくりを進めます。

- (1) 市民と行政が協力しあえる環境づくり